

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 12 月 12 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

## 議 事

- 日程 1 請願第 5 号 請願審査について  
日程 2 第 30 号議案 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について  
日程 3 第 31 号議案 平成 29 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について  
日程 4 第 32 号議案 なごやアクティブ・ライブラリー構想の策定について  
日程 5 第 33 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

## 出席者

杉 崎 正 美 教育長  
野 田 敦 敬 委 員  
船 津 静 代 委 員  
梶 田 知 委 員  
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 28 名 ※傍聴者 15 名

(杉崎教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は多数の傍聴申し込みが見込まれたため、傍聴人の定員を教育委員会傍聴規則に定める 10 人から 20 人に拡大して受け入れておりますのでご理解のほどお願いいたします。

では、議事運営についてお諮りいたします。

本日の議事について日程第 1 として「請願審査について」を追加し、以降の日程についてそれぞれ繰り下げたいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事日程第5第33号議案「名古屋市博物館協議会委員の委嘱について」は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、議事日程第1「請願審査について」です。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

それでは、請願第5号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述をはじめてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた。】

(杉崎教育長)

では、陳述人は席へお戻りください。

では事務局より請願趣旨の説明をお願いいたします。

(百合草総務課長)

日程第1「請願審査」について、まず請願第5号についてご説明させていただきます。

請願項目については次のとおりでございます。

「鶴舞中央図書館に対し、アクティブライブラリー構想案に関し、一旦立ち止まり、再検討を促すことを求める決定をすること」でございます。

アクティブ・ライブラリー構想については、平成29年7月26日（水）から8月25日（金）の期間でパブリックコメントを行い、本日の教育委員会定例会日程4で策定についてご審議いただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

（杉崎教育長）

はい、説明が終わりましたので何かご意見等ございますか。

特にご意見はないようでございます。アクティブ・ライブラリー構想の策定につきましては、まさにこれから我々で議論をし、策定の可否について決定するところですので、請願第5号は「意見としてうけたまわる」としてはいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし

（杉崎教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは議事日程第2第30号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（百合草総務課長）

日程第2第30号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則の改正は、平成30年4月1日から新たに中川、港、南、緑、天白の生涯学習センター5館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定を整備するものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

（杉崎教育長）

29年。

(百合草総務課長)

大変失礼いたしました、平成 30 年 4 月 1 日から施行でございます。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

センター条例はもう可決されているんだよね。

(百合草総務課長)

はい、そのとおりで可決されております。

(杉崎教育長)

いかがでしょうか。

特にご意見はないようでございます。第 30 号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」は原案通り可決というかたちでよろしいですか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは議事日程第 2 第 31 号議案「平成 29 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(久野教職員課長)

「平成 29 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針」について、ご説明申し上げます。この基本方針は、本年度末におきます名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教員及び小学校・中学校・特別支援学校の事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の異動を行うにあたりその基本的方針並びに実施方針を定めるものでございます。

年度末人事異動は、資料の冒頭にかかげておりますように、「本市の現状を踏まえ、市民の大きな期待と信託にこたえて、学校教育の一層の充実と発展を図るため」に実施するものです。まず、「I 基本的方針」として、「1 清新の気の流入、教育意欲の高揚」「2 公正かつ適正な異動、人事の刷新」、「3 人材を登用し、学校教育の活性化」、「4 適材適所、教職員構成の均衡」をかかげさせていただきました。

「Ⅱ 実施方針」には、校園長、教頭、栄養教諭を除く教員の新任及び転任、栄養教諭の新任、配置及び転任、事務職員、学校栄養職員の配置及び転任について、その実施にあたっての基本的な考えを示しております。

はじめに、1の(1)の新任の校園長・教頭ですが、登用にあたっては「(ア) 教育的識見、包容力」、「(イ) 経営管理の才幹、指導力」、「(ウ) 洞察力、対処能力」、「(エ) 健康、信頼と敬愛を受けるに足る資質」を評価して登用してまいりたいと考えております。

具体的には、2枚目の参考資料①をごらんください。ただ今の基本方針を受け、校園長・教頭には、それぞれの役職の特性から、重要課題に掲げます「学校を取り巻く現状を把握し、課題解決の方法を策定・実施して学校運営を推進する能力をもった管理職」および「若手と女性管理職」の登用を図ってまいりたいと考えています。

任用にあたっての手順ですが、図示いたしましたように、任用審査を経た候補者を名簿搭載し、搭載されたすべての候補者について、指導室指導主事、教職員課管理主事の情報をふまえて、教職員課において一次選考を行い、さらに、学校教育部長以下によるヒアリングを経て、教育長調整ののち、教育委員会におきまして、ご審議いただくという流れでございます。裏面に昨年度実績を載せさせていただきました。校園長の新任が75人、転任が括弧で示しました51人です。今年度末の校園長の退職者数は、一番下に掲げさせていただきました。

また、若手登用、女性登用の昨年度実績もあわせてのせさせていただきますので、ご覧下さい。

1枚目の基本方針にもどっていただきまして、1の(2)の校園長の転任については、学校経営の充実と発展を図ることをねらいに実施してまいります。

2の(1)教員の新任については、計画的に、適材を適所に配置したいと考えています。

次に、(2)教員の転任ですが、人事の刷新をねらいとして適材適所の配置に努め、職員構成の均衡と、学校教育の活性化をより一層図るよう留意してまいりたいと考えております。

職種ごとに詳しくご説明いたします。①のアにありますように、小・中・特別支援学校の教員は、同一校に引き続いて8年在職している者を配置換えします。

裏面をご覧ください。栄養教諭、事務職員・学校栄養職員についての実施方針です。

事務職員については、4の(1)にありますように、今年度より係長級事務職員を配置しています。係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域を均等に11ブロックに分けて配置するように努めてまいります。特別支援学校については全校に配置いたします。

4の(2)の係員段階事務職員は、従来の事務職員のことでございます。

栄養教諭と、係員段階事務職員につきましては、一校に引き続いて5年在職している者は配置換えしてまいります。学校栄養職員につきましては、栄養教諭に準じます。

教員につきましては、具体的には、参考資料②「取組の重点」にあげさせていただきましたが、生徒指導、学力・体力の向上、特別支援教育など、各学校の課題解決につながる、人材配置を進めてまいります。

手順としましては、異動者の希望を踏まえた校長の意見具申を参考に、地域、校種等を勘案して配置換えを行ってまいります。

裏面に数値をのせさせていただきましたが、昨年度の異動規模は1,809人でした。今年度につきましては、昨年度から著しい増減はないものと想定しております。

事務職員、栄養教諭・学校栄養職員につきましては、学校間連携のブロック、食に関する指導等の課題を踏まえて異動を進めたいと考えております。

以上基本方針について説明させていただきました。

次に参考資料③をご覧ください。これらは人事異動基本方針に基づき、人事異動の具体的な進め方を定めた実施要項です。表面は、小・中・特別支援学校のもので、教員・事務職員・学校栄養職員の配置換えの期間や方法などをより具体的に定めたものです。例えば教員の場合、「同一校に引き続き8年在職しているものは配置換えします」また、「新規採用以来同一校に6年以上在籍している者には、配置換えを強く進めます」「配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者としていきます」このように人事異動の具体的な進め方を定めています。

裏面は高等学校・幼稚園のもので、異動規模が小さいため簡潔に定めています。

教職員の異動は、各学校における適切・円滑な学校運営、子供たちへの教育活動に直接関わるものでございますので、公正かつ適正を期し、慎重に進めてまいりたいと考えております。

お認めいただけましたら、この案件はこのあと記者クラブに資料提供をさせていただきます。

どうぞよろしくご審議の程お願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等はございますか。

(野田委員)

参考資料の1の裏面にですね、去年の校園長の方で新しくなられた方、新任の方が75名というようにありまして、今年度末の退職予定者が64ですから、今後の方向性として退職者の数が少しずつ減っていくという傾向があるんでしょうか。

(久野教職員課長)

我々の統計では、今年来年が少ない傾向がございますが、その後は少し多い時代もございます。ようは今の現役の校長先生の年齢で定年退職の人数が決まってまいりますが、それ以外の事情で若干の数の増減はございますが、そのような傾向でございます。

(野田委員)

たまたま。わかりました。

(杉崎教育長)

他ございますか。

ひとついい。今のペーパーのところの若手の管理職で28年度末が47歳より上がっているでしょう。こういうのってさっき若手を積極的に登用していくって言ってたけど、上がってっちゃうのはしょうがないの。

(久野教職員課長)

28年度につきましては適任者が不存在ということで、47歳が最年少となりましたが、これがこのまま48、49と上がっていくつもりはございません。やはり40代の半ばくらいで、まだ体力的にも感覚的にもみずみずしいものを若手登用を進めていきたいと思います。適任がおれば46歳とか47歳のあたりは若手登用の入口であると。

(野田委員)

でも今の件は、50歳以下の方は増えてますよね。27年から28年で5人増えてますので、そういう意味では若返っているという判断もできるのではないかな。たまたま最年少は適任者がいなかったかもしれないですけど、そういう意味では50歳以下がふえていますので若手登用できてきているのではないかな。

(久野教職員課長)

ご指摘のとおりです。

(杉崎教育長)

あとひとついいかな。小学校と中学校で交流人事をやっているでしょう。県費教員が名古屋市に移管されて、小中高幼稚園も含めて全部名古屋市の職員という風になっているんだけど、小中以外の交流というのはどういう考え方なんですか。例えば中と高とか、幼と小とか。

(久野教職員課長)

ご指摘のように、権限移譲で教員がすべて市費となりましたので、その間の交流は可能だと思っております。今年度末の人事では、幼稚園と小学校で具体的に交流人事が諮れないかなという風に考えております。高校と中学校につきましては、ご存じのとおり教科ごとに教員の数が明確になっているものですから、あと高となりますと教員の求められる期待値につきましては難関大学を突破するような指導力も求められるとのことです。能力認証、免許があるということで能力認証は一定あるとは思っておりますが、実際の指導力としてあるかどうかを見極めていくための手順ですとか方策について今検討しているところでございます。

(杉崎教育長)

やらないということではなく、検討をし始めたということですね。

(久野教職員課長)

はい。

(相川学校教育部長)

これまでですと、中学校の先生が高校行くためには採用試験を受けなおして、能力認証をして任用していたということですので、試験はなく引き継げるんですけど、能力認証だけは必要だという話をしておりました。

(杉崎教育長)

ありがとうございました。

他よろしいですか。

他にご意見はないようでございます。第 31 号議案「平成 29 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」は原案通り可決というかたちでよろしいですか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは議事日程第 3 第 32 号議案「なごやアクティブ・ライブラリー構想の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小寄図書館改革担当主幹)

それでは、議事の3「第32号議案 なごやアクティブ・ライブラリー構想の策定について」、ご説明いたします。

「なごやアクティブ・ライブラリー構想(案)」につきましては、平成27年12月の教育子ども委員会所管事務調査で骨子案をご審議いただいた後、市民向けシンポジウム、市民ニーズ調査の実施、図書館協議会での協議などを経て構想案を作成し、本年6月には、教育子ども委員会所管事務調査でご審議いただきました。その後、パブリックコメントを7月26日から1か月間実施いたしました。

それでは、お手元の資料『なごやアクティブ・ライブラリー構想(案)』をご覧ください。表紙をはねていただいて、1ページをお願いいたします。

まず、「策定の趣旨」でございますが、本構想は、時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら効果的・効率的な図書館運営を図るため、30年先を見据えた長期的展望に立った本市図書館のめざす姿を明らかにした上で、その新しい図書館の実現に向けた今後10年の取り組みを示すものとして、策定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

「第1章 本市図書館の現状と課題」でございます。

「1 本市図書館の現状」の「(3) 運営形態等」でございますが、本市の図書館は、中央館の鶴舞中央図書館を核として、20の分館と自動車図書館がございます。

中央館、分館15館、自動車図書館は直営により運営し、その他の5館につきましては、指定管理者制度を試行導入しております。

中央館では、基礎的サービスと専門的サービスが、分館では、基礎的サービスが、指定管理館では、指定管理者により独自のサービスが行われております。

次に、5ページをお願いいたします。

「(4) 施設の状況」でございます。

「ア 築40年以上の施設」でございますが、千種図書館をはじめ、ご覧のとおりでございます。なお、緑図書館につきましては、平成28年度に、リニューアル改修による長寿命化を実施しております。

6ページをお願いいたします。

「2 本市図書館の利用状況」でございます。

利用状況として、過去10年分の入館者数等をお示ししてございますが、いずれも、おおむね横ばいで推移しております。

7ページ最下段の「ウ 資料を借りた市民の割合」につきましては、28年度に1点以上資料を借りた市民は、11.7%、約9人に1人となっております。

9ページをお願いいたします。

「3 市民ニーズの把握」でございます。

平成28年1月に、市民向けシンポジウムを開催したほか、次の10ページにございますように、平成28年8月に市民ニーズ調査を実施いたしました。

「イ 図書館の利用頻度」では、月1回以上、図書館を利用する定期的な利用者は、22.8%となっております。

そのほか、「ウ 滞在時間」「エ 図書館を利用する主な目的」「オ 設備の利用状況」「カ 今後の図書館に必要な設備・サービス」「キ 併設してほしい施設」に関しましては、ご覧のとおりでございます。

12ページをお願いいたします。

「4 本市図書館の課題」でございます。

図書館を取り巻く現状や、市民ニーズなどから、図書館の解決すべき課題を大きく2つに分けて整理いたしました。

13ページをお願いいたします。

「5 図書館の果たすべき役割」でございます。

図書館法や、文部科学省が定めております望ましい基準のほか、次の14ページには、本市の「教育振興基本計画」等の中で示されている図書館の進むべき方向性と施策について記載しております。

15ページをお願いいたします。

「第2章 長期的展望に立った本市図書館像」でございます。

図書館の課題や果たすべき役割から、本市図書館のめざす姿として、次の3点を掲げました。

「ア 資料と専門性を活かし、地域や市民の役に立つ図書館」、「イ さまざまな場所でサービスを利用でき、便利で快適な図書館」、「ウ 時代の変化に対応できる、持続可能な図書館」でございます。

16ページをお願いいたします。

「2 サービス網の再構築」でございます。

これらの3つのめざす姿を実現するため、アのブロック図のように、中央館のほかに、市域を5つのブロックに分けます。

また、「イ サービス網のイメージ図」のように、様々な場所でサービスを提供できるよう、地域サービス館のほか、貸出返却ポイントなどによりサービス網を構築いたします。

17ページをお願いいたします。

「(2) 運営形態等」でございます。

中央館、地域サービス館、貸出返却ポイントなどの区分ごとに、運営形態や蔵書数、サービス内容をまとめてございます。表中の、○は実施、△は一部実施を表しております。

なお、地域サービス館につきましては、3つのタイプがございますが、パブリックコメント実施時には、その名称を「Aタイプ」、「Bタイプ」、「Cタイプ」とし、Cタイプの蔵書数は「1万冊」、「おはなし会等の行事は実施しない」としておりました。

今回、パブリックコメント等を踏まえ、地域サービス館の名称については、「Aタイプ」を「アクティブライブラリー」、「Bタイプ」を「コミュニティライブラリー」、「Cタイプ」を「スマートライブラリー」とし、Cタイプ（スマートライブラリー）の蔵書数については、「1～4万冊」、「おはなし会等の行事は一部実施する」に修正しております。

19ページをお願いいたします。

「第3章 今後10年の取り組み」でございます。

「1 管理運営」でございますが、直営と民間活力を組み合わせることで効率化を図りながら、順次、ブロックの運用を開始したいと考えております。

「2 施設整備」につきましては、建築年次の古い施設が多い第1ブロックの整備を優先して進めてまいります。特に、千種図書館は耐震性を満たしていないため、施設整備の検討を早急に進めたいと考えております。

「3 地域サービス館アクティブライブラリーの設置方針」でございます。

アクティブライブラリーは、各ブロックにそれぞれ1館設置することとし、第1ブロックは、千種区内にモデル館としての整備を考えております。

なお、参考資料といたしまして、『なごやアクティブ・ライブラリー構想（案）に対する市民意見の内容及び本市教育委員会の考え方』をお配りいたしましたので、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（杉崎教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたら。

（野田委員）

パブコメも沢山きておりますので、市民の方々の関心も高いと認識しております。また寄せられた意見に対しまして、教育委員会の考え方もある程度示していただいているものですね。ひとつですね、今日の資料の方でこの趣旨の最初のところに「時代に即した」ということで30年を見据えてこれから10年をとるかたちで時代に即した市民サービスを展開しているところですが、我々も実はこの数年いろんな図書館を視察してまいりまして、この夏にも伊丹市の図書館オブザイヤーですかね、去年それに輝いた素敵な図書館を見せていただきましたけれども、やっぱり9ページの

ですね来場者アンケートのこの辺がですね、時代に即した、という点で対応していく課題になっているかなと思いますけれども。この利便性の向上、課題の解決の支援、便利で快適な空間づくりということで、ほぼ今の構想はこのいくつか、ほぼ満たしているのかどうかお考えを聞かせてください。

(小寄図書館改革担当主幹)

はい。15ページの「本市図書館の目指す姿」というところで3つ目指す姿を示させていただいております。「資料と専門性を活かし、地域や市民の役に立つ図書館」「さまざまな場所でサービスを利用でき、便利で快適な図書館」ということで市民ニーズを踏まえた構想となっております。

(野田委員)

だいたい今の構想で満たしているということですか。

(小寄図書館改革担当主幹)

その通りでございます。

(梶田委員)

今の関連でですね、もっと具体的に、こんな感じで満たそうと思っておりますよというところをご説明いただけないでしょうか。

(小寄図書館改革担当主幹)

今回、図書館を3タイプに分けるということでして、ひとつはアクティブライブラリー、コミュニティライブラリー、スマートライブラリーというふうにするんですが、アクティブライブラリーにつきましては各ブロックに1館、設置する事にいたしまして市の職員の集約化をすることによって専門的なサービスや、学校、関係機関との連携の強化を図ってまいりたいと考えております。それからコミュニティライブラリーについては気軽に来館できて、ゆったり滞在できる図書館として、スマートライブラリーは駅周辺など便利な場所で本を選んで貸出返却できるという必要な機能を検討していきたいという風に思っております。そのほかに児童施設ですとか福祉施設に出張サービスなども組み合わせて、誰もが気軽に利用しやすい環境を整えていきたいというふうに考えております。

(梶田委員)

先ほど気軽に本を借りたりできるスマートライブラリー、蔵書だけを見ると1万から4万というこの他の2つのタイプと比べるとかなり蔵書が少ないということがあるのですが、ここはどうなんですか。

(小寄図書館改革担当主幹)

今回スマートライブラリー、以前Cタイプというふうに言っていたのですが、それはサイズは1万冊ということでおはなし会などの行事は実施しないというふうにしておりました。今回、パブリックコメント、図書館協議会の方でもご指摘をいただきましたので、まあ蔵書が少ないですとか、それからおはなし会も実施してほしいというご意見を多数いただきましたので、今回このご意見を踏まえて1から4に修正するとともに、お話し会等も、例えば複合施設の会議室を利用するですとか、出張して実施をするという、運営面を工夫して実施というサービスを維持していきたいと考えております。

(森川鶴舞中央図書館館長)

少し補足させていただきますけれども、今回の図書館の構想は、今ある図書館のいろんな機能がございまして、貸し出しをするとか、イベントをやるとか、読書活動をやるとか、そういった機能を再編をして、今ある機能をたとえば駅近くに引き継ぐ、あるいはもう少し商業施設に持ってくるとか、そういうようなパズルで言えばひとつのまとまったピースをいろんなところに分散をして今なかなか2割くらいのご利用ですので、なかなか需要をいただけない方をターゲットにしてより利用をしていただきたいというものでございます。アンケートですとか、読書週間にマスコミがとってますけれども、やはり図書館を利用するきっかけというのは、やっぱり通勤とか通学とか便利なところで図書館が気軽に使えますとか、そんなようなデータもでていまして、それを踏まえて駅の近くにも作ると、Cタイプそこだけをみれば確かに蔵書数は少ないかもしれませんが、蔵書数というか面積が少ないがために駅の近くだとか、商業施設だとか、あるいは公共施設の複合施設とか、ちょっとスペースがあればそこに入れるという大きなメリットがあります。私ども少し視点は違いますけれども、徳重の図書館がございまして、ここは支所管内で800平米くらいのお小さな図書館ですけれども、利用者は鶴舞中央図書館に次いで第2位となっています。これはやはり駅の中にあると、それから商業施設があると、それによって非常にたくさんの方の利用の方が見込めるなあというようなことがありますので、Cタイプ小さいというだけに着目をする事だけではなく、その便利さ、利便性を特に私どもは重きを置きたいと思っています。それから図書館の中でのアンケートではやはり、7割の方が借りる、返すという目的、30分以内は約4割、今ネットが流行っていて、7割の方がネットで予約していると。名古屋市の大きな特色としては、21館図書館があります

けれども、どこでも借りれてどこでも戻せるというようなネットワークを組んでおりますので、仮に1万冊で本がなくてもよその図書館から借りて、その図書館で返せるというシステムももっております。ですので今回は、今までは1区1館がいわゆる完成ものといいますか、全部の機能を少しずつ務めた完成ものでしたけれども、それではどうしても今までの利用者がなかなか利用しにくい面がありますので、それをもう少し広い範囲でネットワークとして考える。それによって、今までの機能はより便利なところで、より近く便利で使えると、そういうような構想を考えておりますので、そういう構想の中でですね、今まで以上にサービスの向上をさせてもらって、多くの方に利用できる図書館ということで、まずは第1ブロックの方でやっていきたいと思っております。ただ、これが10年といえばですね、市民ニーズも社会情勢も変わる可能性が十分ありますので、これからその情勢の変化をしっかりととらえて、あるいは外部の意見、あるいは市民のアンケート等も参考にしながら、適切に変更すべきところは変更して多くの方に使っていただける図書館にしていきたいと思っております。そういうような構想を今考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(小嶋委員)

私は市民の公平性というのはとても大切だと持っているんですが、今までの1区に1館の図書館ということだと、先ほど2割が図書館を利用しているという話でしたが、細かい数字で言いますと、このお出しいただきましたアクティブライブラリー構想案の7ページですと、実際に資料を貸し出した実数は11.7パーセント9人に1人、さらに8ページを見ますと図書館が所在する学区であれば貸し出しは15.9パーセントですが、そうではない学区となると9.7パーセントまで落ちてしまうと。ですから1区に1館というのは公平では実はなくて、その図書館の周りの方にとっては便利かもしれませんが、そうではない方にとっては必ずしも便利なものではなかったかな。ですので、便利な場所に比較的大きな居場所を含めた図書館があつて、その他、気軽に貸し出せる場所を作るというのはとてもいいのではないかなと思ひます。また各区というものはこれまでの歴史的経緯でできた行政区であつて、実際今現状では人口密度も様々な特性もそれぞれあつて、その区というものがそもそも公平ではない状態になっていると思ひますので、この30年先を見越してブロックにわけてその中であり方を考えていくというのはとても理に適っていると思ひます。ひとつ気になるのは、そのそれぞれのブロック、それぞれ個性があると思ひますので、その利用者の方の声をいれたブロックならではの図書館づくりというものがあると思ひますが、それについてはどのような準備というか、お考えなのかをお聞かせいただきたいと思ひます。住民の方の意見をいれた個性的な図書館づくりという点はいかがですか。

(杉崎教育長)

構想を実現させていくときに住民の意見を取り入れるかということ。

(小嶋委員)

はい。

(小寄図書館改革担当主幹)

具体的な整備の方向性を検討する中で、そういう特色、例えば、アクティブライブラリー、各ブロックにひとつ置くものは専門図書を置くというふうに考えておりますけれども、鶴舞中央図書館のようにすべての専門資料を集めていくのは難しいと思います。だからひとつずつ特色を、たとえば人材育成ですとか、企業関係だとかというような特色をそれぞれもたせたいと考えております。そういうことについては、それぞれのブロックごとに市民の声等を伺いながら決めていきたいと思っております。

(杉崎教育長)

はい。いかがでしょうか。

(野田委員)

今の件、私とても大事だと思ひまして、同じような図書館ばかりあるものではないので、ぜひその特色をだしたブロックならではのものを作っていただきたいなと思っております。

(杉崎教育長)

僕からもひとつ。分館と支所館があるでしょう。それぞれ蔵書数ってどれくらいの規模なの。分館と支所館。

(小寄図書館改革担当主幹)

各分館が現在 10 万冊程度です。

(杉崎教育長)

分館が 10 万冊程度。

(小寄図書館改革担当主幹)

支所館が 7 万冊程度ということです。

(杉崎教育長)

そうするとだいたいコミュニティライブラリーというのは、支所館くらいのイメージなの。

アクティブライブラリーが今の分館をもっと大きく増強するみたいな感じ。

(小寄図書館改革担当主幹)

今の分館の蔵書数を多少絞ることによって、居心地の空間を作っていきたいという考え方です。

(森川鶴舞中央図書館館長)

蔵書数で今お話が出ましたけれども、図書館のなかではなかなかご利用いただけない、読まれない本から非常に人気本まで様々あります。今回ですね、コミュニティライブラリーをつくる時に蔵書を減らすといっても、やはり利用状況を、貸し出し状況をよく見極めながらよく使う本はそのまま残すと、なかなかお借りにならない本については名古屋市図書館、先ほど申し上げましたけれども、ネットワーク全体でこの本でも借りれますので、そこはその場ではないかもしれませんが、予約をいただければ手元に届くと、そのようなシステムを考えたいと思っています。もともと図書館がですね、昔の時代は貸本が中心で、今名古屋市の図書館少し遅れておりますので、どの図書館行ってもたくさん本があって、書棚も高い状況です。最近の委員の方が見られた図書館というのは比較的空間があって広い。書棚も目線よりちょっと高いくらいの図書館が多いと思います。こうやってやることによって、市民の方のニーズというのは、インターネットもでてきて、それにプラス本でゆっくりと勉強したい、調べたいというご要望。あるいはもうひとつはコミュニティの場として気軽に使いたい。特にお子様連れのお母さま方はですね、子どもさんの声が気になってなかなか使いにくいという声も聞いたり、学生さんもですね、グループで討議しながら勉強したいという声もあります。今のままですと、両方の課題を一気にひとつの図書館でやるというのはなかなか難しいと思っています。ですので、今回は1区1館の凝縮した機能を少しブロックで広げて、ここは少し、ゆったりできる、お子様や学生が声を出しても勉強できる場所、あるいは調べ物で少し蔵書があって、そこで調べるところ、あるいはただ単に本を借りるだけ返すだけ、そういうところはスマートライブラリーをご利用いただくと。そういうような形でメリハリをつけながら多くの方が使っていただけると。その中で空間を生み出したいということで蔵書数を減らしたいということでございます。よろしく願いいたします。

(杉崎教育長)

はい。他にいかがでしょうか。

(船津委員)

今日、たぶん皆さんお感じだと思えますけれども。今日東白壁の小学校の図書室を見学させていただいて、司書さんがいらっしゃることで子どもが非常に本に近づいているというところを拝見して、この14ページにも第3次名古屋市子ども読書活動推進計画が34年まで6年間とありますので、とてもアクティブライブラリー構想で、名古屋市全体で本の持ち方とか、子どもの図書館や本についての干渉を高めるとか、15ページに学校などとの連携強化というものがあるのですけれども、ただ今少しお考えのこととか、こういうことやってみたいとかそういうことがあれば学校との連携みたいなこと。ここにはボランティアのことが書いてあるんですけども、本の持ち方とか、蔵書数をどうしていくとか、学校同士がどうして行くのかとか、そういうことをこちらが指導を学校施設に行かれて、全体として子どもの本を読む子が増えるといいかなと思えますけれども。その辺のお考えはいかがでしょう。

(加藤奉仕課長)

学校図書館の連携についてお尋ねをいただきました。第2次の計画でですね、私も、学校図書館の連携窓口を鶴舞中央図書館のみにおきまして、いろんなニーズをまず中央図書館に集める。で、その学校にあった図書を選書して鶴舞中央図書館の人間と各区に司書と一緒にいって出かけていくということを進めてきたんですけども、この構想のなかでは司書を集約するAタイプの図書館、なので鶴舞中央図書館以外にも学校図書館連携窓口の役割ができる機能を置いて、もっとブロックごとにニーズ把握をしてまいりたいなというふうに思っております。そんな中で、鶴舞中央図書館が全地域を把握するよりは、各ブロックごとに地域を区切ってやる方がニーズが把握できるのかなというふうに考えておきまして、その中で地域を大切にしながら選書を進めてまいりたいと思っております。

(船津委員)

より地域ごとにそういった取り組みが盛んになっていくと思えます。

(杉崎教育長)

ぜひ学校の図書館、これから司書を置いていく、増強していく方向にしているの  
で、学校の図書館と連携してもらえるといいですね。

(小嶋委員)

1年生の子には、図書館遠いんですね。ひとりではとても行けないんです。でも読みたい本を自分の小学校で、ちょっと時間がかかっても、ひと月ふた月かかってもいいので、自分で探した、自分で読みたいと思った本を小学校に届けていただけるよう

に、時間がかかってもいいので、ぜひしていただけるとありがたいです。こんな本が読みたいと子どもが思って、それが読めるような、どの子どもですね、読めるようになるといいなあと。ぜひよろしく願いいたします。

(船津委員)

あともうひとつですね、図書館が居場所になるというのもわかるんですけども、そもそも本を貸し出すところというのが原点だと思うんですけども、3ページのところにはですね、自動車図書館の地域駐車場というところ、けっこうあそこって意外と自動車図書館で、図書館まで来られない方のところまでお届けしようってところがきつとあると思うんですね。これは今後もどうなんでしょうか。位置づけがあんまりよくわからなかったから。その地域で居場所になっている。その駅に近い人も利用価値があると思うんですけども、この今自動車の図書館というのはどれくらい稼働されていて、やはり市民のニーズはどれだけあるのかなみたいなことが気になって。あるのであれば、今回の構想の中でもより地域へというところは、未来に住むのかどうかということもあるとは思いますが、そのへんは今どうなっているのでしょうか。自動車図書館は。

(加藤奉仕課長)

今個人貸出中心の駐車場が111か所、この4ページに書いてある通りでございますけれども。この利用というのはやはり多い場所もあれば、なかなかたくさんお見えにならないなという場所もございます。今後も構想を進めていく中では、もともとの構想が図書館の機能をパズル化していこう、分散してということなので、そうやってやりながらそれでもやっぱり車で届けた方がよいところについては、人が集まる、集まりやすいところ、まあ図書館に行けない方たちがいるところ、福祉施設なんかも考慮しながらまわって行って、自動車ならではの機能が発揮できるように考えていきたいなと思っております。

(船津委員)

ぜひそこはよろしく願いいたします。

(杉崎教育長)

他はいかがでしょうか。

去年だったかな。去年か。安城にできた図書館を見学したんですけども、そこは安城市の基幹図書館で駅のすぐ近くにあって直営でしたけれど。そこは本当にざわざわしているけど、みんなが楽しげに図書館に来ているという感じでして、ああいう図書館がいいなという印象があります。やはり一部の人たちだけが来ている図書館では

いけない。やはり皆が図書館というところでサービスを受けられるようにしていかなければいけない。今回のメリハリをつけるというのは、お金の面でも制限がある中で、財政の制限がある中で、現状考えられるいろんな状況を踏まえて、常に目いっぱいサービスを向上させていかなければという考え方なので、僕はいいなと思うんですけどもね。具体的に構想ができたとして、このあと第1ブロックからやってということになって、この後どういうところにスマートライブラリーが置かれていくのとか貸出ポイントをどこに置くかとか、今後決めていくということでもいいですよ。

(小寄図書館改革担当主幹)

参考資料の11ページに教育委員会の考え方として書いてございます。第1ブロックを優先して進めるということと、千種区内に新しく整備するアクティブライブラリーはゆとりの空間、市民の集える場所にしていきたいと考えておりますが、第1ブロック全体については今後、外部有識者などの意見をお聞きしながら、サービス館の方を整備していきたいと考えております。

(杉崎教育長)

他にどうでしょうか。

(船津委員)

ライブラリーの名前はとてもいいんじゃないかと思います。アクティブライブラリー、スマートライブラリー、コミュニティライブラリーがもともとのABCみたいなところからこういうふうになったのは非常にわかりやすくいいと思いますし、市民の声を反映させてスマートライブラリーでもおはなし会とかのブースとかを一部、下を見ると協働運営ポイントも自動車図書館もちゃんと入っておりますし、今日は東白壁の図書室に行かせていただいて、司書の方が1年生さんに読み聞かせをされているのを見たときに、やっぱりビビットな反応とか、本にすごく近づいている感じで、やはり読み聞かせとかおはなし会すごく大事だなと思ったので、それがここに反映されたことはとても良かったんじゃないかなと思います。

(杉崎教育長)

本を読まないとなかなかね。

教科の原点ですからね。本が読めるということは。

他はいかがでしょうか。

(梶田委員)

これは今後の施設整備していく中での私のお願いといたしますか。今後日本って生涯未婚率が非常に高まっているように、単身世帯が非常に増えていくもんですね。これが今後どんどん高齢化していくと孤独死とかそう問題になっていくので、ぜひそういった方がですね、図書館を通じてコミュニティに入って、絶えず孤独じゃなくて本当に図書館でコミュニケーションがとれて、また高齢者ばかりじゃなくて若い人たちもコミュニティが作れるような、そんな場づくりをしていったらいいかなというふうに思います。

(杉崎教育長)

そうですね。

(小嶋委員)

わたしも同じように今思っております、これから日本全体にコミュニティ力をあげていかななくてはいけないということで、この新しい図書館づくりにコミュニティづくりも一緒に入れて、お年寄りの方が子どもたちに読み聞かせをしたり、あるいはその逆の交流があったりというような。管理の民間委託ということもあるかもしれないんですが、細かいところはコミュニティの力を、住民の方に参加していただける運営というか、そういうものを考えていくともっと面白いものになるのではないかなと。

(杉崎教育長)

そうですね。

(小寄図書館改革担当主幹)

さきほど参考資料4ページの真ん中のポツでございますけれども、図書館自体の居心地の良い空間づくりを行うことで、市民の集いの場や、快適に過ごせるサードプレイス、第3の居場所として訪れたい図書館を目指していくと、いうことでございます。

(杉崎教育長)

安城の図書館もね、静かに本を読んでいるというよりも、なんかざわざわとしていて。それが皆が、子どもさん連れのお母さんもいるし、お年寄りも来てしゃべっていてもオッケーで、本当に静かに本を読みたいとか孤独に勉強したいという人には個室が用意してあって、そこに入ると全く外とは遮断されるので。そういうつくりになっている。その逆転の発想なのかもしれないけれど。

(野田委員)

静のエリアと動のエリアと。そういったつくりになるんですね、今風の図書館は。静のエリアがあって動のエリアがあるんです。大学の図書館なんかもそうです。

(杉崎教育長)

そうですね。図書館って敷居が高いのは、静かにしていなきゃいかんっていう感じなものだから、すぐに来にくいというか、なかなか利用者が増えないひとつの原因かなと思います。

他どうでしょうか。いいですか。

ご意見は出ましたけれども、そういう意見は具体的にまた計画を作ってきてちょっと進めていただいて。

それでは他にご意見はないようでございますので第 32 号議案「なごやアクティブ・ライブラリー構想の策定について」は原案通り可決というかたちでよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは議事日程第 5 に移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方、記者の方は退席をお願いいたします。

日程第 5 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 4 時 05 分終了